

報告 1月17日 国相手の大飯原発運転停止を求める裁判(大阪高裁) 第8回口頭弁論

## 破砕帯評価では、活動性に加え、連続性の評価がなされるべき 地震モーメントの上乗せにより、短周期の地震動も増加する

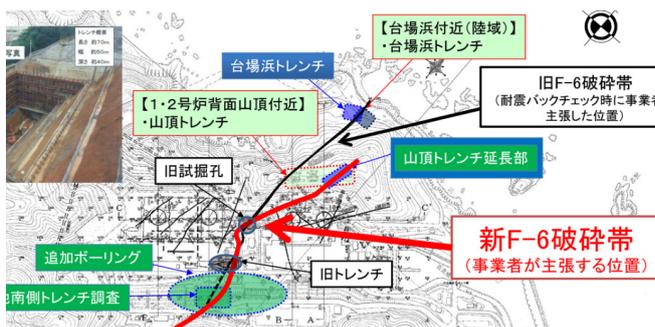
次回第9回 4月18日(金)14:15 / 次々回 第10回 7月18日(金)14:15

1月17日、国を相手とする大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判(大阪高裁)の第8回口頭弁論が行われた。約60名が参加した。

今回の法廷に先立ち、原告は準備書面(11)(12)を提出。(11)では、敷地内破砕帯評価について、新F-6破砕帯の連続性評価、及び断層の三次元探査を実施していないことが、伊方最高裁判決に沿って「看過しがたい過誤・欠落」であることを主張した。さらに、国第20準備書面への反論を行っている。(12)では、基準地震動評価について、国第21準備書面の短周期領域の地震動に関する主張に反論している。



### ◆新F-6破砕帯の連続性については依然として疑義が残ったまま



法廷では、瀬戸弁護士が準備書面(11)の要旨を陳述した。まず、新F-6破砕帯の連続性評価の必要性を説明した。設置許可基準規則(以下「規則」)3条3項の適合性を判断するには、活動性だけでなく、連続性評価の両方が必要不可欠だ。このことは、規則3条3項や地質審査ガイド(以下「ガイド」)で、破砕帯の連続性評価が要求され

ていることから明らかである。ガイドには「活動性の評価に当たって、接地面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断する必要がある」と定められている。すなわち、大飯原発のように耐震重要施設である非常用取水路の設置面での活動性評価が困難な場合は、耐震重要施設の延長部で活動性評価を行う必要がある。

次に、断層の評価については、地球物理学的調査等の各種調査が規則適合性判断の前提として、ガイドにより要求されている。しかし関電は三次元反射法地震探査を行っておらず、明らかに調査不足であるため、規則3条3項等に違反している。

このように、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤・欠落があると主張している。

最後に、国第20準備書面について、新F-6破砕帯の連続性に関する国の主張に反論した。大飯原発破砕帯有識者会合の委員らは、関電が示した新F-6破砕帯の位置に疑義を呈し、より西側をボーリング調査すべきと意見を出した。しかし、関電はまともな理由もなくこれを否定した。このため、連続性については依然として疑義が残ったままになっている。また、関電は「南側トレンチ」を掘る長さを300mから70mに縮小したが、これについて、裁判所からもその経緯、理由等の分かる資料はないかと質問が出されている。しかし、国も関電も未だに答えていない。資料を提出し、詳しく説明すべきだ。

### ◆関電の計算手法でも、地震モーメントの上乗せ分の1/3乗に比例して短周期の地震動は増加

武村弁護士が準備書面(12)の要旨を以下のように陳述した。裁判所は「地震モーメントの値は平均すべり量に影響し、平均すべり量の影響は短周期領域の地震動に影響するのではないかと」国に質問していた。これに対し、国は第21準備書面で「地震モーメントの値は、震源断層全体の平均すべり量に影響するが・・・短周期領域の地震動は・・・震源断層全体の平均すべり量の影響を大きく受けるものではない。」と曖昧な回答をしている。

しかし、壇他の式、短周期レベル $A=2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$ に、地震モーメント $M_0$ の定義式 $M_0 = \mu D S$  ( $\mu$ : 剛性率、 $D$ : 平均すべり量、 $S$ : 断層面積)を代入すれば、 $A=2.46 \times 10^{10} \times (\mu D S \times 10^7)^{1/3}$ となる。すなわち、 $M_0$ が増えれば、平均すべり量が増え、平均すべり量が増えれば、短周期領域の地震動も増える。

他方、関電は推本レシピに基づき、FOA~FOB~熊川断層は「長大な断層」に該当するとし、壇ほかの式を使わずに地震動を求めている。実際、関電が審査で使った計算手法でも、短周期レベルは $S_A(f)=P \cdot C^2 \Delta \sigma^{2/3} M_0^{1/3}$ と表される。レシピでは「長大な断層」の時、応力降下量 $\Delta \sigma$ は一定とするため、短周期レベルは $M_0$ の1/3乗に比例することになる。つまり、関電の計算方法でも、 $M_0$ が増加すれば、短周期の地震動も増加する。

短周期地震動1.5倍ケースでは、1.5倍した結果に対して、さらに $M_0$ のばらつきの効果を上乘せするように原告は主張している。

陳述が終わると、裁判長は、次々回の口頭弁論期日を7月18日と定め、このあと進行協議を行うとして閉廷した。進行協議には、原告側は弁護士4名と原告1名が出席した。

#### ◆断層の連続性評価、三次元反射法地震探査をしないのは基準違反

閉廷後、報告・交流会を行った。報告会では、まず弁護団等から進行協議の報告を受けた。次回4月18日の1週間前までに、国、関電が書面を出すことになった。国は原告準備書面(11)(12)に反論する。関電は、芦田譲さんの調書など三次元反射法地震探査の問題、活動性について反論を出す。冠木弁護士は、これらに対し原告が反論を出し、次々回7月かその次に結審となるかもしれないと話した。瀬戸弁護士は、準備書面(11)で主張した断層の連続性評価、三次元探査の問題は裁判所に問われていたことだったが、これらの評価、探査を行わないことは看過しがたい過誤・欠落であると回答したと述べた。

次に弁護団等から今回提出した準備書面の解説を受けた。二次元探査と三次元探査の相違は何か、「ばらつきの効果を $M_0$ に上乘せする必要はない」との国の主張は、関電の計算方法を踏まえないうもの」とはどういうことか等、さまざまな質問が出された。

#### ◆敷地内乾式貯蔵を止めるため、福井県や京都府北部自治体への申し入れ等を進めよう

交流会では、関電の敷地内乾式貯蔵を止めるための活動について、京都府北部7市町での住民アンケートの結果や昨年12月24日の京都府申し入れの報告がなされた。関電が審査において、施設の設置予定地の地盤が「変位が生ずるおそれがない」かの確認をせずに済ませようとしている問題も紹介された。関電は使用済燃料対策の新たなロードマップを、2月17日の福井県議会開会前に示すと福井県知事に表明している。知事が乾式貯蔵の事前了解をしないよう、陳情や申し入れを行っていかう、京都北部7市町に、アンケート結果を尊重し、乾式貯蔵に反対するよう申し入れを進めようと呼びかけがなされた。

「第7次エネルギー基本計画案」のパブコメに反対意見を出そうと問題点が報告された。

控訴審もいよいよ大詰めを迎えてきている。法廷内外の取り組みを強めていかう。

2025年1月25日 おおい原発止めよう裁判の会事務局